

税の申告は

正しくお早めに

信濃中野税務署 ☎0269-22-3151
 税務課 市民税係 ☎62-3111 内線 161・162

申告相談の電話自動予約

2月4日(月) 午前10時から
 電話自動予約受付を開始します

予約専用 ☎62-6241

電話自動予約システム

- 2月4日の午前10時から申告相談の受付が電話予約できます(24時間)。各相談日の前日の午後3時まで受け付けています。
- 相談日が月曜の場合は、前週の金曜日の午後3時までとなります。
- 利用方法は右記のとおりです。「市県民税申告の手引き」にも記載してあります。
- 3月13日、14日の予約はできません。

電話音声メッセージ	押す(ダイヤルする)番号
① 「こちらは、飯山市税務相談自動電話予約です。最初に☒(星印)と☐(ゼロ)を続けて押してください」	発信音の後に、あなたの電話機の☒またはトーンボタン、続けて☐を押してください。(②へ進めない方は携帯電話でおかけ直してください)
② 「予約は☑、取り消しは③、確認は⑤を押してください」	予約は☑を押す (予約を取り消すとき③、予約を確認するとき⑤)
③ 「あなたの自宅の固定電話番号を押してください」	あなたの自宅の電話番号を押します (62局0000番なら⑥②①①①①と押します) 携帯電話の場合は下6けたの番号をダイヤル 090-**12-3456 は①②③④⑤⑥とダイヤル
④ 「あなたの電話番号は⑥②の①①①①ですね。よろしければ☑、間違っている場合は③を押してください」	番号が正しいときは☑を押します (③を押すと、もう一度④に戻ります)
⑤ 「予約希望の月日を押してください」	4けたで押します (2月27日なら①②②⑦と押します)
⑥ 「予約希望時間を押してください」 (予約時間は午前9時から午後3時まで、30分単位で受け付けます)	24時間形式、4けたで押します (午前9時の場合は①①①①と押し、午後2時30分の場合は①④③①と押します)
⑦ 「予約は、○月○日○時○分になります。よろしければ☑、時間が不都合なら③、希望日を変えたいときは⑤を押してください」(希望時間が予約でいっぱいときは、別の希望時間を押してください)	予約日時がよければ☑を押します (時間を変えたいとき：③ (⑥に戻ります)) (日を変えたいとき：⑤ (⑥に戻ります))
⑧ 「当日多少お待ちいただくこともあります。あらかじめご了承ください。ありがとうございました。これで受付を終わります」	最後まで聞いてから受話器を置いてください (これで予約完了です。当日は、予約時間までに相談会場へお越しください)

税理士による税務相談が受けられます

○給与所得者・年金受給者に対する税務相談

関東信越税理士会信濃中野支部では、給与所得者で医療費控除を受ける方、年金受給者で確定申告が必要な方等を対象に無料税務相談を開催します。最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡のうえお出かけください。

■日 時 2月6日(水) 9時30分～16時

■場 所 各税理士事務所

猪瀬康夫(秋津☎63-2076) 春日章吉(飯山☎62-2335)

中澤茂樹(木島☎62-2361) 中澤英樹(木島☎62-2361)

樋口一男(秋津☎63-3921)

○所得税の確定申告相談

税理士による営業、青色申告等の確定申告相談を開催します。

■日 時 2月21日(水)9時30分～12時、13時～15時

■場 所 市役所4階

※譲渡所得(公共事業の買収)については、税務署または市の税務相談をご利用ください。

※1日にお受けできる人数は、20名程度です。お待ちいただく場合がありますので、時間に余裕をもってお出かけください。

信濃中野税務署から確定申告のお知らせ

信濃中野税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

■期 間 2月18日(月)～3月15日(金)(土日祝日を除く)

■会 場 信濃中野税務署 2階

■時 間 9時～17時(受付午前8時30分～午後4時)

■その他

○確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や、受付を早めに締め切る場合があります。

○申告書の作成には時間を要するため、午後3時ごろまでにお越しください。

申告はインターネットが便利です

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと夜間や休日など、ご都合の良い時間に作成することができます。「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、1月からIDとパスワードを入力すればe-Taxで申告することができます。詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。**e-Tax・作成コーナーヘルプデスク☎0570-01-5901(平日)までお問い合わせください。**



QRコードでホームページをチェック!

市県民税の申告について

平成30年中(1月1日～12月31日)の所得について市・県民税申告書に必要事項をご記入のうえ、3月15日までに市へ申告してください。

●市・県民税の申告が必要な方

- ▽平成31年1月1日現在で飯山市にお住まいの方
- ▽飯山市内に事務所、事業所、家屋敷がある方
- ▽国民健康保険に加入されている方
- ※市では申告が必要と思われる方へ1月下旬に申告書類を発送します。届かなかった方も、該当と思われる方は申告をお願いします。

●申告の必要がない方

- ▽税務署へ所得税確定申告書を提出する方
- ▽収入が1カ所からの給与または公的年金等だけで、支払者から市役所へ「給与支払報告書」等が提出されている方(2カ所以上から給与や年金をもらっている方や各控除を受けようとする方は申告が必要です。)
- ▽平成30年中に収入がなく、市内にお住まいの方の扶養親族になっている方

●申告に必要なもの

- ①前年中の収入がわかるもの(給与や公的年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書など)
- ②収入や必要経費を記入した収支内訳書および帳簿類等(営業・農業・不動産所得がある場合)
- ③社会保険料などの支払額がわかるもの(国民年金保険料、生命保険料控除証明書など)
- ④医療費控除を受ける方は、医療費の明細書など
- ⑤個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証など)
- ⑥印鑑
- ※国税庁から「確定申告のお知らせ」はがきが送付された方はご持参ください。

申告相談を行います

【受付時間】

午前は9時から11時30分まで
 午後は1時から3時まで
 (柳原地区は午後4時まで、
 富倉地区は午前のみ)

税務課では、2月18日から3月14日の間、市内各地区で申告相談を行います。(期日等は右表参照)

※期間中は市役所窓口で申告相談はできません。(提出のみです)

※相談内容によっては税務署での申告が必要となる場合があります。

	月 日	対 象 地 区	会 場
秋津	2/18(月)	上組、中山根、伍位野、茂右工門新田、深沢、飯駒、荒船	秋津地区 活性化センター
	2/19(火)	大久保、中町、中町北部、北畑、秋津中央、南善寺	
木島	2/20(水)	山岸、其綿、吉、上新田、野坂田	木島地区 活性化センター
	2/21(木)	安田、坂井、下木島、天神堂	
柳原	2/22(金)	柳原地区全域	柳原地区 活性化センター
瑞穂	2/25(月)	戸那子、中組、富田、福島、関沢	瑞穂地区 活性化センター
	2/26(火)	神戸、小菅、針田、笹沢、柏尾、北原	
常盤	2/27(水)	大池、上水沢、下水沢、大塚、小泉、戸狩、戸狩新田、上野	常盤地区 活性化センター
	2/28(木)	大倉崎、柳新田、戸隠、小沼	
外様	3/4(月)	外様地区全域	外様地区 活性化センター
太田	3/5(火)	小境、柳沢、五束、堀之内、北条、五荷、瀬木、三郷	太田地区 活性化センター
	3/6(水)	蕨野、曾根、今井、大深	
岡山	3/7(木)	岡山地区全域	岡山地区 活性化センター
富倉	3/8(金)	富倉地区全域	富倉地区 活性化センター
飯山	3/11(月)	県町、新町、上町、栄町、鉄砲町、奈良沢、上倉、肴町	飯山市公民館
	3/12(火)	本町、福寿町、田町、北町、愛宕町、神明町、市ノ口、有尾、西山、曙町、分道、金山、斑尾、南新町、松倉	
全区	3/13(水)	市内全域	飯山市公民館
	3/14(木)		

申告の相談時間短縮のため事前準備をお願いします

【農業所得、不動産所得、営業所得の申告】

必要経費の項目ごとに領収書をまとめ、収支内訳書を作成しておいてください。必要経費の項目がわからない方は、国税庁ホームページをご覧になるか、信濃中野税務署または市役所税務課までお問い合わせください。

【医療費控除を受けられる方】

申告には、誰がどの医療機関でいくら支払ったかの記入が必要ですので、控除対象となる領収書は次のように整理してください。また、入院などで生命保険や健康保険から給付を受けた場合は、金額の確認をお願いします。

①個人ごとに分ける ②医療機関ごとに分ける ③それぞれ分けたものの合計金額を計算する

※昨年の申告から領収書添付に代わり「医療費控除の明細書」の作成が必要となっています。医療保険者からの医療費通知(医療費のお知らせなど)を添付すると明細書の作成が省略できるとされましたが、医療保険者によっては使用できない医療費通知もありますので、領収書をご持参ください。